

第 10 節 業務用通信カラオケ

放送及び有線放送以外の公衆送信並びにそれに伴う複製により業務用通信カラオケ（通信カラオケのうち、カラオケ施設、社交場等の事業所を対象としたもの。以下本節において同じ。）に著作物を利用する場合（ただし、受信先における演奏・歌唱は除く。）の使用料は、次の 1 及び 2 によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く。）及び公衆送信に係るものを含むものとする。

1 基本使用料

(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数によって 1 か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、次のとおり算出するものとする。

アクセスコード数が、1,000 コードまでの月額使用料を 100,000 円とする。以降、1,000 コードまでを増すごとに下表の額を加算する。

アクセスコード数	加算する額
50,000 コードまで	100,000 円
50,000 コードを超え 100,000 コードまで	90,000 円
100,000 コードを超え 150,000 コードまで	80,000 円
150,000 コードを超える場合	70,000 円

(2) (1)によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって 1 か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物 1 曲につき 200 円とする。

2 利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバー、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という。）1 台につき 1 か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置 1 台あたりの月間の情報料の 10/100 の額又は 950 円のいずれか多い額とする。ただし、情報料の 14/100 の額が 950 円を下回る場合は、その額又は 650 円のいずれか多い額とする。

(2) (1)によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を 1 曲 1 回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない。）ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物 1 曲につき 3 円とする。

(業務用通信カラオケの備考)

- ① 本規定のアクセスコードとは、業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために 1 データごとに付与しているコードをいい、「アクセスコード数」とは、本協会の管理する著作物のアクセスコードの総数をいう。
- ② 1(1)及び 2(1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の 25/100 の額が月額基本使用料を下回る場合で、かつアクセスコードが 50,000 コードまでの場合の月額基本使用料は、月間の利用単位使用料の総額の 25/100 の額とする。以降、1,000 コードまでを増すごとに 1(1)の規定の額を加算する。
- ③ ②を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が 50,000 円を下回るときは、50,000 円を当該月の使用料とする。
- ④ 2(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価（消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいう。
- ⑤ 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置 1 台当たりの情報料収入（いずれの名義をもってするかを問わない。）に 170/100 を乗じた額を情報料とすることができる。
- ⑥ 業務用通信カラオケのうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。